

単価契約仕様書

会 計 室

(担当：篁、平本 電話 222-3687)

件 名	(単価契約) 不用物品売却(原動機付自転車)(会計室)
予 定 数 量	11台
契 約 期 間	契約締結日の翌日 ~ 令和9年3月31日
引渡し場所	市役所・区役所・支所、事業所等本市が所管する施設(消防局を除く。)
契約条件等	別添「仕様書」のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

(単価契約) 原動機付自転車売却仕様書 (令和8年度)

会 計 室
(企画担当)

1 売却の対象となる原動機付自転車

- (1) 売却の対象となる原動機付自転車(以下「売却物品」という。)は、本市の市役所・区役所・支所及び事業所等(消防局を除く。)(以下「事業所等」という。)において職員が業務のために使用し、不用となったものである。
- (2) 売却物品は、長期間使用していないこと等によるバッテリーの性能の低下(バッテリー上がり)、その他の不具合によりエンジンがかからないものがある。また、経年劣化による細かなきず・へこみその他の不良箇所があるものがある。
- (3) 売却物品は現状引渡しとし、付属物品を含め、全て引き取ること

2 予定数量及び契約期間

- (1) 予定数量 原動機付自転車 11台
予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても本市は何ら補償しないものとする。
- (2) 契約期間 契約締結日の翌日から令9年3月31日まで

3 引取場所

売却物品は、各事業所等の駐車場等に保管されているので、会計室の引取り依頼に基づき、契約業者が当該各事業所等に出向いて引き取ること。(※特定の1箇所に集約保管されているものではないことに留意すること。)

4 売却物品の引取り

- (1) 各事業所等からの引取り依頼を会計室がとりまとめ、おおむね年2回(9月、3月を予定)、前月の下旬に契約業者に引取り先リストを提示するので、速やかに当該事業所等の担当者と日程や駐車スペース等を調整のうえ引取計画を立て、当月中に引取りを行うこと。引取計画は確定次第、会計室へ電子メール等で提出すること。
なお、本市の事情により会計室が臨時に引取りを依頼する場合は、速やかに対応すること。
- (2) 引取りは、原則として、各事業所等の開庁日の午前9時から午後4時までの間に行

うことし、詳細は各事業所等の担当者と調整すること。また、当該事業所等の業務の支障にならないように留意すること。

- (3) 引取りの際は、当該事業所等の職員が立会い、メーカー名、車台番号及び台数を明記した「原動機付自転車引渡確認書」を交付するので、内容と現物を確認のうえ引き取り、受領書を当該事業所等の職員に交付すること。
- (4) 引取り及び積み込み作業は、指定された場所で行うこととし、火災及び事故等については十分注意すること。
- (5) 引き取った売却物品は、輸送中に落下等させないように十分注意すること。
- (6) 引取り作業時及び輸送中に発生した事故及び災害等について、本市は一切の責任を負わない。
- (7) その他引取り作業については、会計室の指示に従うこと。
- (8) 売却物品を解体等により廃棄及び処分等する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）等の関係法令に基づき、適正な方法により速やかに処分すること。

5 売却代金の算出

売却代金は、本契約で決定した単価に、引取りを行った台数を掛け合わせて算出するものとする。

6 見積書等の提出

契約業者は、当月中に引き取った売却物品に係る以下の書類を、翌月の5開庁日目（土曜・日曜及び祝日を除く）までに会計室へ提出すること。

- (1) 買取金額見積書
- (2) 原動機付自転車引取明細書（引取日、引取先、数量を明記）
- (3) 原動機付自転車引渡確認書

7 売却代金の納入

会計室から納入通知書を発行するので、回収月の翌月末までに売却代金を納入すること。

8 立入検査

契約業者が本仕様書の定めのとおり業務を行っていることを確認するために、契約業者敷地内及びその他必要な場所に、随時、本市職員が立ち入り、検査を行うことができるものとし、契約業者はこれを拒むことができない。

9 その他

- (1) 契約の履行に当たっては、道路交通法、道路運送車両法、道路法、公害防止に関する諸法等関係法令を遵守すること。
- (2) 契約業者は民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き取った本件売却物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。
- (3) その他、本仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則によるほか本市の指示に従うこと。

以上